

## 港湾局委託業務成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、港湾局委託業務検査要領第13条に定めのある委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、適正かつ的確な評定の実施を図り、委託業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の契約金額が100万円以上の委託業務について行うものとする。

### (評定者)

第3条 委託成績の評定者（以下「評定者」という。）は、委託契約についての検査を行う検査員（以下「検査員」という。）並びに監督を行う一般監督員又は担当職員及び主任監督員又は担当係長（以下「監督員」という。）とする。

### (評定の方法)

第4条 評定は、委託業務ごとに監督及び検査の必要な事項について、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、委託業務成績評定書（以下「評定書」という。）に記録するものとする。

### (評定の採点)

第5条 評定は、委託業務成績採点表（以下「採点表」という。）による。

### (評定の時期)

第6条 監督員は、委託業務の完成を確認したとき、検査員は、完成検査を実施したとき、それぞれ評定を行うものとする。

### (採点表の提出等)

第7条 監督員は、委託完成後それぞれの考査項目について評定を行い、委託担当課長（委託を担当する課かいの長及び担当課長をいう）の決裁後、検査員に提出する。

2 検査員は検査後に、検査員考査項目について評定を行い、評定点の合計点を算出し検査担当課長に報告後、委託担当課長に評定書及び採点表の原本を送付するものとする。

3 委託担当課長は、評定書及び採点表の写しを庶務課に送付するものとする。

4 手直し確認後の評定は行わない。

### 附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

様式目次

様式番号	様式番号	関連条文
1	委託業務成績評定書	第4条第2項
2	委託業務成績採点表	第5条